

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和 7 年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

令和 7 年 1 月 2 7 日

支出負担行為担当官

旭川開発建設部長 岩下 幸司

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

旭川開発建設部 洪水予測システム情報外提供

(洪水予報の発表に必要な洪水予測に用いる降雨予測等の情報提供を行う業務)

- | | | |
|----------|--------------------|----|
| (2) 業務内容 | 1) 降雨予測情報提供 | 一式 |
| | 2) 定期降雨解説 | 一式 |
| | 3) 流域総水量予測情報提供(定時) | 一式 |
| | 4) 包蔵水量情報提供 | 一式 |
| | 5) 詳細気象情報提供 | 一式 |
| | 6) 防災携帯への気象情報提供 | 一式 |
| | 7) 防災携帯への緊急気象情報通知 | 一式 |
| | 8) 報告書作成 | 一式 |

- (3) 履行期限 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日

2 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格を有する者であること、または、令和 07・08・09 年度の国土交通省競争参加資格(全省庁統一)の申請を令和 7 年 1 月 31 日までにを行い受理(定期受付)されている者であること。
- なお、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を受けていること、または、令和 07・08・09 年度の国土交通省競争参加資格(全省庁統一)の申請を令和 7 年 1 月 31 日までにを行い受理(定期受付)されている者であること。
- (3) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 技術力に関する要件
気象業務法第17条の予報業務許可事業者であり、北海道内の予報許可を有していること。
- (6) 技術者等に関する要件
気象業務法で定める気象予報士の資格を有する者。
- (7) 業務執行体制に関する要件
配置予定業務担当者（気象予報士）については、業務期間内において各種予測情報を24時間体制で提供できる体制を配備出来ること。
本業務に必要な気象庁の発表する各種情報を受注者が直接受信できるシステムを保有しているとともに、情報提供を行うシステム（ソフト）を有していること。
- (8) 業務実績に関する要件
企画提案書を提出する者に対する業務実績に関する要件は、次のとおりとする。
平成26年度以降に完了した業務において、下記〔1〕〔2〕の実績を有すること。
なお、受注実績回数は問わない。
〔1〕同種業務：国、都道府県、政令市が発注する気象予測に関する業務
〔2〕類似業務：気象予測に関する業務
※業務を確認できる資料を添付すること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒078-8513 北海道旭川市宮前1条3丁目3番15号
北海道開発局 旭川開発建設部 契約課長補佐
電話 0166-32-2379（ダイヤルイン）
電子メール：hkd-as-juhin@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和7年1月27日から令和7年3月27日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く 毎日、9時から16時まで）

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和7年2月17日12時00分 上記(1)に同じ。 持参、郵送（書留郵便に限る。）、電子メール又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（信書便にあっては送達記録のあるものに限る。）によること。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書が無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 本業務に係わる見積決定及び契約締結は、当該業務に係わる令和7年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする（本業務にかかる見積決定及び契約締結は令和7年4月1日とするが、当該業務にかかる令和7年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合は、暫定予算の期間分のみ契約とする）。
- (9) その他の詳細は説明書による。